

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

経団連 同一労働同一賃金の実現で提言 役割・貢献度の発揮期待など総合勘案

政府が検討を進めている「同一労働同一賃金」に対する考え方について、日本経団連が提言を公表した。一方で現在、東京メトロ売店の非正社員が、正社員との待遇格差が不当だと東京地裁で争っており、世間の空気が労働条件改善に向かっているだけに動向が注目されている。「格差」問題に対して政府は、「同じような職務では正社員か非正社員かは問わず同一賃金とする」考え方をとっている。

経団連の提言では、賃金制度・雇用慣行・法制度の各観点から日欧の現状を比較し、わが国の経済社会基盤と整合性を考慮した仕組み構築の重要性を強調。その上で、目指すべき「日本型同一労働同一賃金」の在り方について、「日本企業が職務給を前提とする欧州型同一労働同一賃金を導入することは困難である」と指摘した。

同一労働の判断基準については、「職務内容だけでなく、仕事・役割・貢献度の発揮期待などの要素を総合勘案し、自社にとって同一労働と評価される場合に同一賃金を払うことを基本とすべき」としている。この提言内容では、「職務給を前提とする欧州型の賃金体系構築は日本風土に適さない」とする基本姿勢は伝統的に従来と変わらない。さらに「各社個別にやりなさい」とも受け取れる。政府は今後、賃金差がどのような場合に合理的とされるかを示すガイドライン(指針)の策定を検討している。

税務会計

建物付土地取得時の建物取壊し費用 やむを得ない理由で取壊し時の損金に

土地等の非減価償却資産の取得価額については、法人税法上の規定はないが、原則として通常の減価償却資産の取得価額と同様の取扱いによって判断される。土地の購入であれば、購入費用と、その土地を事業の用に供するために直接要した費用の合計額が取得価額となる。しかし、問題となるのは、建物付きの土地を購入し、その土地に工場などの新たな建物を立て直す場合である。

法人税法基本通達7-3-6では、土地とともに取得した建物等をおおむね1年以内に取り壊す場合において、それらの取壊し費用等は、その土地の取得価額に含めなければならない、と規定している。この規定は、当初からその建物等を取り壊して土地を利用する目的で建物等も取得したことが明らかである場合に適用される。ただし、火災などの不測の事態が生じ、その結果取り壊すことになった場合はこの適用はないとされている。

つまり、建物付きの土地を取得して1年以内建物等を取り壊した場合には、どんな場合でも必ず取壊し費用等を土地の取得価額に算入しなければならないわけではない。

初めは建物を事業用の目的で取得し、その後やむを得ない理由が生じてその使用を諦めざるを得ないときは、たとえ取得後1年以内にその建物を取り壊したとしても、建物の帳簿価額と取壊し費用の合計は、土地の取得価額に含めずに、取り壊したときの損金とすることができる。

今週のキーワード

東京メトロ 待遇格差裁判

「東京メトロ」判決は年度内とみられる。東京地裁では5月、定年後再雇用の契約社員のケースで、定年前と同じ仕事なのに賃金が低いのは「不合理」との判断が出ている。不合理な待遇差の司法判断根拠を整備するとして政府の方針に関して、経団連は合理性の立証責任を企業に課すことの問題を指摘する。その立証責任と紛争回避のために正規・非正規の仕事が明確に分けられるとして、現在の労働契約法などにある「不合理な労働条件を禁止する法制」の考え方を維持すべきと主張。